

## ダイレクト支店取引規定の改定のお知らせ

証券口座開設申込書類請求サービスの停止に伴い、「ダイレクト支店取引規定」を改定いたします。

### 記

#### 1. 改定内容

ダイレクト支店での証券口座開設を停止します。

改定前	改定後
1. 本店との取引範囲 (1) 契約者は、本規定に基づき、以下に定める取引を利用できます。本店の取引では通帳・証書は発行いたしません。 ①普通預金取引 ②証券総合取引のうち投資信託 ③その他当行所定の取引	1. 本店との取引範囲 (1) 契約者は、本規定に基づき、以下に定める取引を利用できます。本店の取引では通帳・証書は発行いたしません。 ①普通預金取引  ②その他当行所定の取引
11. 投資信託の取扱い (1) 本店での証券総合取引口座（以下、証券口座といいます。）は、当行が承認したお客さまに限り開設ができるものとします。 (2) 本店で開設する証券口座は特定口座とし、お一人さま一口座とします。すでに当行の他の本支店で証券口座を開設済みの場合は、本店で開設することはできません。 (3) 本店で開設する証券口座の指定預金口座は、本店の普通預金口座とします。 (4) 本店での証券口座のお申込みには、電子交付サービスのお申込みも含むものとします。 (5) 本店以外の当行本支店の取引を本店に変更することはできません。	11. 削除
20. 規定の準用 (1) 本店との取引において、本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定、カード規定、ごうぎんインターネットバンキングサービス利用規定、証券総合取引規定、電子交付サービス利用規定等の当行が定める規定により取り扱います。	20. 規定の準用 (1) 本店との取引において、本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定、カード規定、ごうぎんインターネットバンキングサービス利用規定、電子交付サービス利用規定等の当行が定める規定により取り扱います。

#### 2. 改定日

2020年7月31日

#### 3. お問い合わせ先

山陰合同銀行ダイレクト支店

フリーダイヤル 0120-390245 受付時間：平日9時～17時（銀行休業日を除く）

以上